

学校感染症における出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として次の表のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止させることができます。

出席停止の期間は欠席扱いとなりません。医師の指示に従って十分休養してください。また感染予防のため友人等との接触をさけてください。

なお、症状が回復し登校するときには、必ず医師の診断を受け、治癒証明書を学校に提出することを求めます。

【学校において予防すべき感染症】

病名	期間
第1種	○期間は、治癒するまで エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、南米出血熱、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	○休養（出席停止）期間は次の基準に定められているが、症状には個人差があり、学校医もしくはその他の医師において感染の恐れがないとみとめるまで
インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱をした後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	○学校医もしくはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2012年4月1日学校保健安全法施行規則第18条・19条

きりとり

学校感染症治癒証明書

広島工業大学高等学校長 様

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_名前

1. 病 名 \_\_\_\_\_

2. 期 間 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

上記理由で加療していましたが、感染のおそれのなく、集団生活ができる状態となりました。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医療機関名  
医 師 名

印